

第38号議案

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区特別区税条例の一部を改正する条例

品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第14条第1号中「扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第24条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「および第36条の9第3項」を加える。

第24条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第36条の8第1項第1号中「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項および第3項ならびに」に改める。

第36条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「その受理されたとき」とあるのは「その提供を受けたとき」とする。

付則第2条の5中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

付則第6条第1項中「および第9項」を「、第9項、第11項、第13項および第15項」に改め、同条第3項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第5項および第7項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の6項を加える。

11 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用につ

いては、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

12 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第11項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

13 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第5項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

14 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各

号（付則第6条第13項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

15 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（第13項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第7項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16 前項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同項各号」とあるのは「同項各号（付則第6条第15項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

付則第6条の2第1項中「および第9項」を「、第9項、第11項、第13項および第15項」に改める。

付則第19条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令

和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第2条の5の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第10条第2項、第14条第1号および第24条の3第1項の改正規定
ならびに次条の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

第2条 改正後の品川区特別区税条例の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和6年度以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(説明) 地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。